

第7回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和元年11月8日（金）

農村ふれあいセンター 研修室

第7回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和元年11月8日（金）

2、開催場所 農村ふれあいセンター研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 齋藤重幸

4、出席委員（14名）

1番	加藤岡 一 弘	2番	内山 充 弘
3番	中村 和 敏	4番	積田 敏 春
5番	川嶋 一 美	6番	林 千佳夫
7番	榎澤 正 治	8番	板倉 小百合
10番	梅原 英 男	11番	若菜 義 人
12番	志賀 典 夫	13番	齋藤 重 幸（会長）
15番	鵜澤 英 夫	17番	蔭山 秀 男

5、欠席委員（3名）

9番	内海 亮一	14番	布施 和彦
16番	今関 喜明		

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1～4)

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(整理番号1)

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
(利用権設定)

第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(整理番号1～2)

第7 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
(整理番号1～3)

第8 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について
(整理番号1～2)

7、農業委員会事務局職員

事務局長 北山正憲
主任書記 千葉利憲

主査 佐久間 賢治
書記 門野祥和

◎開会

○議長 ただいまから、第7回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員数は17名中14名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

なお、本日、内海亮一委員、布施和彦委員、今関喜明委員から所用のため欠席の旨連絡がありましたので、報告いたします。

(午後 3時00分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は、議長において指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、指名いたします。

蔭山秀男委員、加藤岡一弘委員の両名にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の佐久間主査を指名いたします。

◎議案第1号（整理番号1～3）

○議長 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第1号の案件は、4件予定されております。本来は一括審議を行うところでございますが、整理番号4の案件につきましては、日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号1の案件と関連がありますので、議案第1号、整理番号1から3の審議を行い、整理番号4につきましては議案第2号、整理番号1と一括して上程し審議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとことでございますので、それでは事務局から議案第1号の整理番号1から3の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 議案書の1ページをごらんください。

整理番号1から順に説明させていただきますが、各権利者、義務者につきましては議案書

のとおりでございます。

それでは、整理番号1。申請地は、大網字広田の地目、田が1筆、面積1,245平米を贈与により所有権移転しようとするものでございます。

理由につきましては、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、資料A3判横の図面①に、1-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましてはA4判縦の1ページから3ページとなります。

次に、整理番号2。申請地は、四天木字南高の地目、畠が2筆、合計面積496平米を売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、譲受人は自宅から近く耕作しやすいため、譲渡人は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、資料A3判横の図面の②に、1-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の4ページから6ページとなります。

次に、議案書2ページをごらんください。

整理番号3。申請地は、細草字原ノ前の地目、畠が1筆、面積3,458平米を売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、資料A3判横の図面の②に、1-3と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましてはA4判縦の7ページから9ページとなります。

以上、整理番号1から3につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況及び経営面積は所定の面積以上でありますので、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありましたら、関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件について、蔭山秀男委員、よろしくお願ひいたします。

○蔭山委員 それでは、整理番号1について調査報告をいたします。

調査に当たりましては、11月1日に権利者とは現地にてお会いし、また、義務者は遠方のため電話にて確認いたしました。義務者においては申請内容を申し上げ、確認したところ、

よろしくお願ひしますというご回答がございました。

そして、権利者と義務者とは、甥とおばの親戚関係でありまして、義務者は高齢となり、農業後継者もいないことから、耕作が難しく贈与という形でこの申請に至ったようでございます。

なお、権利者は平成30年から既にこの申請農地に利用集積を設定しまして、耕作をしてい るというものであります。特に問題ないと思いますが、慎重審議よろしくお願ひいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号2の案件について、川嶋一美委員、よろしくお願ひいたします。

○川嶋委員 整理番号2について説明させていただきます。

事務局の説明どおりですが、11月2日に権利者に会って話を伺ってきましたので報告させていただきます。

義務者と権利者は親戚関係になり、義務者は県外に居を構え、畠の耕作ができない状態になります。権利者はタマネギを栽培していて、自宅のすぐ近くに今回の当該の畠があるため、耕作をしやすい条件となっています。訪問したときもタマネギの苗を定植しているところでした。耕作する農機具もそろっており問題はないと思いますが、委員の皆様の慎重審議よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号3の案件について、内山充弘委員、よろしくお願ひいたします。

○内山委員 それでは、議案第1号、整理番号3について調査報告を申し上げます。

理由としては事務局の説明のとおりです。

義務者には遠方なので、10月31日、電話にて確認をとりました。現在はほかの仕事をして耕作管理ができないとのことで、農地を手放したいとのことでした。権利者には10月31日、申請地で話を伺いました。植木を中心に経営をされていまして、機械や道具も整っており、今後も経営拡大したいという意欲的な方でした。権利者と義務者は共通の知人がいたそうです。

申請に至った理由として、申請地の隣で耕作管理をしている権利者に話を聞いたところ、隣接地なので耕作もしやすく、耕作面積をふやしたい考えがあったことから今回の申請に至っております。申請地は以前、竹などが出で少々荒れておりますが、現在はきれいに刈り込みをして耕作は可能な状態です。慎重なるご審議をお願ひいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から3について、一括して質疑に入ります。

希望者はいますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1から3について、順次採決いたします。

議案第1号の整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号1は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号2は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号3について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号3は原案のとおり決定されました。

◎議案第2号（整理番号1）、議案第1号（整理番号4）

○議長 次に、日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第2号の案件は1件予定されておりますが、案件につきましては議案第1号、整理番号4の案件と関連がありますので、一括して審議いたします。

それでは、事務局から議案第2号、整理番号1及び議案第1号、整理番号4について説明をお願いいたします。

○事務局 議案書の3ページをごらんください。

それでは、議案第2号の整理番号1を説明させていただきますが、権利者、義務者につきましては議案書のとおりでございます。

整理番号1は、議案書2ページの議案第1号、整理番号4の案件と関連がありますので、一括して説明させていただきます。

案件の位置につきましては、資料A3判横の図面①に2-1、1-4と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の10ページから26ページになります。

申請地は、永田字北中原の地目、畠が1筆、面積632平米のうち0.352平米であり、平成28年12月12日付で農地法第5条の一時転用許可を得て、営農型太陽光発電施設用地として使用しております。今回の申請は、一時転用許可期限の3年を経過することから、更新の申請でありますが、更新にあわせ、営農型発電設備の下部の農地における営農計画の変更及び権利者が変更されております。

営農計画の変更理由につきましては、A4判縦の詳細資料25ページをごらんください。コマツナからサツマイモの作付を予定しており、今年度はサツマイモの苗を取得するまでコマツナを作付する営農計画となっております。

A4判縦の詳細資料22ページをごらんください。太陽光設備を設置する農地での単収は、地域の平均的な単収と比較して2割以上の減収は見込まれておりません。

参考として、改めて営農型太陽光発電設備の転用の条件を説明させていただきます。

営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。一定の要件を満たす場合とは、簡易な構造で容易に撤去できること、太陽光パネルの角度、間隔は農作物の生育に適した日照量を保つ設計であること、支柱の高さ、間隔はトラクターなどの農業機械の利用が可能な空間が確保されていること、当該設備を撤去するのに必要な資力があること、下部の農地の単収が、地域の平均的な単収と比較して2割以上減少していないことなどでございます。

また、この支柱に係る一時転用を許可する際には、営農が適切に継続されていること、農作物の状況を毎年報告すること、営農が行われない場合、または発電事業を廃止する場合は、支柱や設備を撤去し、農地に復元するなどの条件をつけるものとされております。

続いて、整理番号1に関連します議案第1号、整理番号4の案件について説明させていただきます。

議案書は、戻りまして2ページになります。

権利者の変更に伴い、太陽光パネルの面積の350.697平米を新たに賃貸借による区分地上権を設定するものであります。区分地上権の設定は、農地法第3条第2項のただし書きに該当しております、例外的に許可をするとできるとされております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

議案第2号、整理番号1及び議案第1号、整理番号4の案件については、一括して、若菜義人委員、よろしくお願ひいたします。

○若菜委員 それでは、調査報告させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請にかかる整理番号4、それから次のページに記載されています農地法第5条の規定による許可申請にかかる整理番号1の案件については、権利者、義務者が同一者でありますので、一括して調査報告を申し上げます。

まず、内容についてはただいま事務局からご説明のあったとおりでございます。

調査は11月2日、義務者宅に直接お伺いし、直接面談、義務者より次のような説明をいたしました。義務者の話によりますと、今回権利者のほうから作物、権利者の変更したいという申し入れがあり、通知書をいただきまして了解の返事をしたとのことでした。

また、権利者の方には11月6日、遠方であることから電話で直接調査をさせていただきました。権利者の説明によると、義務者に対して変更したい資料、書類を手渡し、あわせて説明を行い、了解をいただいたとのことでした。

なお、現地確認をしたところ、現地には太陽光発電が設置されておりまして、その間には作物の作付はされておりました。今回、コマツナからサツマイモに作付変更するというような内容ですので、来年の作付時期には作付する説明を受けました。

以上が調査結果でした。委員の皆様の慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第2号、整理番号1及び議案第1号、整理番号4の案件について一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

○林委員 これは、5月にも出された案件と同様だと思うんですけれども、その理由の中で、サツマイモで約197万円とあります。こんなにとれる金額はわからないと思うんですけれども、その辺の金額は、どうなんでしょう、変更する必要があるんじゃないですか。このまま上がるかどうかということなんですけれども……。

○事務局 ただいまの林委員の質問に対してもお答えします。

今回、資料についております25ページの作付変更理由、これにつきましては5月、前回の

更新申請についていた資料と同じものになります。こちらの金額につきましては、今回の書かれている地番の圃場全体での金額という形で伺っております。あくまでも、この更新につきましては金額ベースで判断するのではなくて、単収となります。

お手元に追加させていただきました26ページの資料をごらんください。

こちらは農作物の現況報告になります。こちらの資料の中段に、3の営農型発電設備の下部の農地における単収という欄がございまして、その中で地域の平均的な単収と、こちらの農地での単収というのが記載されております。こちらを割合にしますと83.4%となりまして、2割以上減収していないというのを確認しております。

説明は以上でございます。

○議長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1及び議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号4の案件を一括採決いたします。

議案第2号、整理番号1及び議案第1号、整理番号4の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いいたします。

(举手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1及び議案第1号、整理番号4は原案のとおり決定されました。

よって、議案第2号、整理番号1の案件につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

◎議案第3号（利用権設定）

○議長 次に、日程第5、議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から5の案件を一括して議題といたします。

それでは、事務局から、議案第3号の整理番号1から5について、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをごらんください。

議案第3号でございます。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求めるものでございます。

次の議案書の5ページに利用権設定総括表がありますので、読み上げ説明させていただきます。

利用権の設定を受ける者5人、利用権の設定をする者5人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が12筆で面積1万2,635平米、畠が1筆で面積1,077平米、合計面積は1万3,712平米となっております。

続きまして、6ページをごらんください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

今回の契約の種別は、更新が3件、新規契約が2件でございます。

続きまして、7ページをごらんください。

農用地利用集積計画でございます。

整理番号1から順に説明させていただきますが、各借受人、貸付人の住所、氏名につきましては、議案書のとおりでございます。

それでは、整理番号1です。

農地の所在地は北今泉地内の地目、田が3筆、合計面積5,820平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号2。農地の所在地は四天木地内の地目、畠が1筆、面積1,077平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは金納であり、全面積で1万円、契約の種別は更新です。

次に、整理番号3。農地の所在地は大網地内の地目、田が3筆、合計面積1,018平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ60キログラム、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号4。農地の所在地は神房地内の地目、田が2筆、合計面積1,757平米です。

今回の利用集積の設定期間は5年、対価の支払いは物納であり、10アール当たり米60キログラム、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号5。農地の所在地は大網地内の地目、田が4筆、合計面積4,040平米です。

今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ

リ60キログラム、契約の種別は更新です。

以上、整理番号1から5の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありました、関連して新規契約の利用権設定案件について、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

なお、契約が更新の案件につきましては、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号3の案件について、積田敏春委員、よろしくお願いいいたします。

○積田委員 議案第3号、整理番号3について調査報告申し上げます。

詳細については、事務局の説明のとおりです。

11月2日に現地の確認と、借受人並びに貸付人から聴取をいたしました。

借受人は従前から、田の耕作作業の大半を実際は請け負っていたようです。貸付人のほうは主に管理作業程度を行っていたと。しかしながら、貸付人がことしの1月に大きな手術をして健康上の理由から、もう耕作ができないという状況になり、正式に今回の賃貸借という形をとったようです。

本件の対象の田は3筆ですが、実態的にはもう1枚の田であり、借受人の耕作する田の前に位置して、支障がありません。また、借受人は会社を退職後に専業の農家として積極的にやるんで、規模の拡大を図るという認定農業者、機械設備も十分ということで何ら問題ない案件とは思われますが、慎重なるご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号4の案件について、若菜義人委員、よろしくお願いいいたします。

○若菜委員 それでは、議案第3号 農用地利用集積計画の作成について、整理番号4の案件について調査報告を申し上げます。

まず、内容ですが、ただいま事務局の説明のあったとおりでございます。

調査は11月2日、現地調査、11月5日に貸付人及び11月6日に借受人の調査を行いました。貸付人の話によれば、今まで父親がこの2筆を耕作していたのですが、亡くなってしまったので自分がやるようになったとのことでした。たまたま、借受人に相談したところ、やっていただけるとの話でしたので、今回お願いをすることになったそうです。

同一地域であることから引き受けるとのことでした。借受人は法人であり、農業機械も多

数そろえており問題はないかと思われました。

以上のような調査結果でした。委員の皆様の慎重なるご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第3号、整理番号1から5につきまして、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第3号の整理番号1から5の案件について一括採決いたします。

ただいま議題に供しております議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から5の案件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号の案件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報告第1号～報告第3号

○議長 次に、日程第6、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第7、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、日程第8、報告第3号 農地の転用事実に関する照会についてを一括して報告いたします。

報告事項にかかる質疑、発言等につきましては、全ての報告事項が終了した後に、一括して行うこといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをごらんください。

報告第1号でございます。

議案書のとおり2件の届出がありました。

内容につきましては、整理番号1及び2について相続により所有権を取得したことから届出があったものでございます。

各農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調っておりますので、受理しております。

次に、議案書の9ページから10ページをごらんください。

報告第2号でございますが、議案書のとおり3件の届出がございました。

届出の内容につきましては、市街化区域内にある地目が農地である届出地を、整理番号1は道路用地として、整理番号2及び3は専用住宅用地として所有権を移転しようとするものでございます。

各農地の所在地、権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調っておりますので、受理しております。

次に、議案書の11ページをごらんください。

報告第3号でございますが、議案書のとおり2件の照会がございました。

法務局より照会がありましたので、申請地を農業委員、推進委員さんと現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は人為的にマキ等を植樹したと思われ、外観上は山林に近い様相を呈しており、通常農家が保有している耕運機やトラクター等の農業機械では再び農地として耕作することは困難ですが、バックホウ等の重機を使用すれば再び農地として耕作することが可能な土地であり、かつ農業振興地域の農用地区域内であることから、農地として維持していく必要のある区域であることから、農地として回答しております。

整理番号2は、宅地として利用されており、昭和54年3月6日付で建物登記がされ、平成7年の航空写真でも同様の状態であったことから、非農地として回答しております。

各土地の所在地や申請者等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局から報告第1号から第3号まで説明が終了しましたので、質疑等のある方は举手をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 特に発言がないようですので、日程第6から日程第8までの報告事項を終わります。

この際ですから、ほかにご意見、連絡等があれば、各委員または事務局からお願いいたします。

○事務局 事務局からはありません。

◎閉会

○議長 特にないようでしたら、本日予定していた日程は全て終了いたしました。

慎重ご審議いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、第7回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 3時36分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年11月8日

農業委員会長

齊藤重幸

署名委員

加藤心一弘

署名委員

蓬山秀男